

施設使用料の基本的な考え方

令和6年7月

大田区

目 次

I	受益者負担の適正化の趣旨	1
II	これまでの経過	1
III	対象施設	2
1	施設サービスの性質による受益者負担割合区分と 見直し対象の考え方	2
2	施設使用料見直し対象施設	3
3	施設使用料見直し対象外施設	3
IV	施設使用料算定基準	3
1	施設使用料の算定	3
2	対象経費	4
3	原価計算	5
4	補正係数等	5
5	激変緩和措置	5
6	施設使用料の加算	5
7	政策的減免	6
8	定期的・継続的な見直し	6

I 受益者負担の適正化の趣旨

区はこれまで、区民文化系施設やスポーツ・レクリエーション系施設はもちろん、学校教育系施設や子育て支援施設、保健・福祉施設、産業系施設など多くの公共施設を整備し、住民福祉の向上を図ってきました。

こうした公共施設を管理運営し、施設サービスを提供するには、施設の維持管理費や人件費などの経費が伴います。

これらは施設サービスを利用する人（受益者）が負担する施設使用料※（受益者負担額）と税金によりまかなう仕組みとなっています。

公共施設の利用について、例えば集会等施設の利用に関するアンケート調査の結果（大田区公共施設白書（平成 27 年 3 月））では、「概ね週 1 回以上利用した人」の割合は約 8%、「月 1 回以上利用した人」の割合は約 6%となっています。

施設サービスを利用する人（受益者）と利用しない人との負担の公平性を確保するため、受益者負担の原則を基本とし、施設サービスを利用する人（受益者）に応分の対価を負担いただく必要があります。

こうした受益者負担の適正化は、健全財政を維持する歳入確保という側面のほか、区民間の公平性の確保と施設サービスの維持・向上をめざし、区の行財政運営の改善を目的として取り組むものです。

※施設使用料

地方公共団体は、公の施設の利用につき使用料を徴収することができる（地方自治法第 225 条）と定められており、これを根拠に施設使用料の徴収を行っています。

II これまでの経過

施設使用料は、受益者負担の原則を基本に、周辺の既存施設や類似施設の施設使用料との均衡を考慮し個別に決定しつつ、物価上昇率を反映し平成 10 年 6 月に一斉見直しを実施しました。

その後、集会室等における施設サービスコストに対する実際の受益者の負担が 10%程度となっている状況や、同種の施設の同じ面積の室場の価格差が生じている不均衡な状況を踏まえ、平成 27 年度に「統一的な施設使用料算定についての基本的な考え方」として、原価計算方式に基づく共通の基準・方法を定めました。

これ以降、施設使用料は、施設サービスコストの縮減努力を前提としつつ、共通の基準・方法により算定した額に改定することにより、施設サービスコストを適切に反映する受益者負担の適正化を図る取組みを、原則 4 年ごとに行っています。

近年、政府は 2030 年までに温室効果ガスの排出を 2013 年比で 46%削減する目標を設定し、国や地方自治体が保有する建築物や土地の半数に太陽光パネルを設置する方針を定めるとともに、令和 3 年 6 月 18 日閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、「個別施設計画の内容充実、公共施設等総合管理計画の見直しを促進するとともに、メンテナンスサイクルの実行状況を把握・公表する」ことや、「維持管理費縮減の取組等を促進する優先的支援を行う」ことと合わせて、「受益者負担や適切な維持管理の観点から財源対策等について検討を行う」ことが示されました。

こうした公共施設を取り巻く状況の変化等を踏まえ、施設重視から機能重視に向けた施設整備と施設総量抑制、利用実態を踏まえた施設サービスの利用促進・サービス向上などの観点から、改めて現行算定の考え方等について、職員で構成する「施設使用料のあり方検討会」において、外部有識者の意見も踏まえ議論を重ね、区民にとって分かりやすく、区民負担の公平化を実現し、より一層受益者負担の適正化に資するとともに納得感を得られるものとなるよう検討し、改めて考え方を整理しました。

III 対象施設

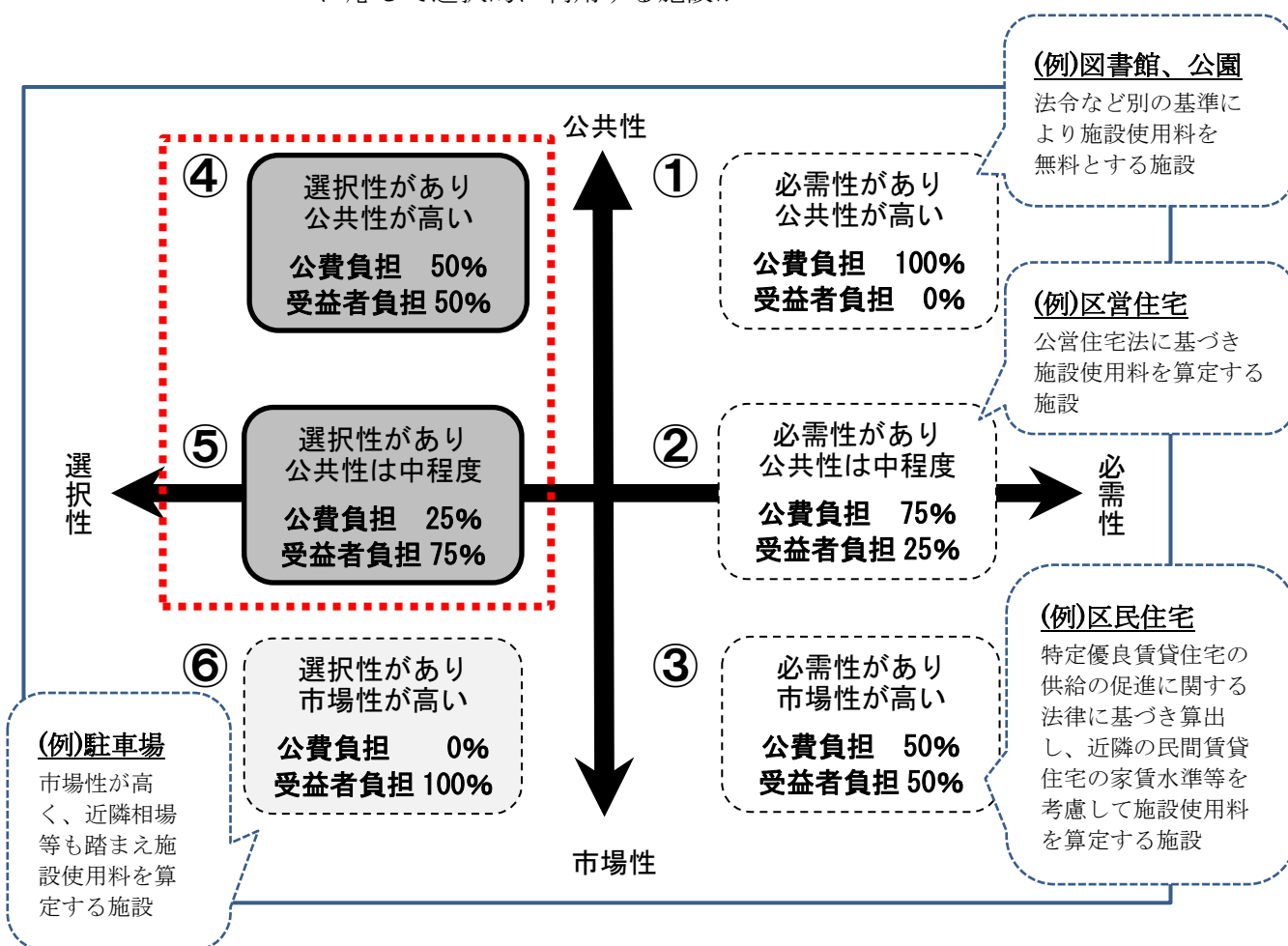
1 施設サービスの性質による受益者負担割合区分と見直し対象の考え方

公の施設は、その設置目的や性質が多様であるため、施設使用料の算定にあたっては、施設の性質により区分し、受益者が負担する割合と公費で負担する割合を設定する必要があります。具体的には、施設サービスを「公共性と市場性」「必需性と選択性」で分類し、区分に応じた受益者負担割合を定めます。

施設使用料の見直し対象は、全ての公共施設のうち、受益者負担割合区分④⑤に該当する施設とします。

※公共性と市場性：同様のサービス提供が民間では困難な施設か、または可能な施設か

※必需性と選択性：大半の区民が必要とする施設か、または個人の価値観や嗜好の違いに応じて選択的に利用する施設か



2 施設使用料見直し対象施設

(1) 負担割合区分④⑤の施設・・・(例) 区民・文化センターの集会室

公共性があり、個人の価値観や嗜好の違いに応じて選択的に利用する施設

(2) 見直し対象施設の一覧

別紙のとおり

3 施設使用料見直し対象外施設

(1) 負担割合区分①の施設・・・(例) 図書館、公園

法令等の別の基準により施設使用料を無料とする施設など、民間の類似サービスの供給が乏しい基礎的なサービスを提供する施設

(2) 負担割合区分②の施設・・・(例) 区営住宅

公営住宅法などの法令に基づき施設使用料を算定する施設など、特定の個人に対する必需的なサービスを提供する施設

(3) 負担割合区分③の施設・・・(例) 区民住宅

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律などの法令に基づき算出し、近隣の民間賃貸住宅の家賃水準等を考慮して施設使用料を算定する施設など、特定の個人に対する必需的なサービスを提供する施設

(4) 負担割合区分⑥の施設・・・(例) 駐車場

選択性があり、市場性が高く、近隣相場等も踏まえ施設使用料を算定する施設

(5) 負担割合区分④⑤のうち、今回の見直しでは対象外とする施設

- ・直近で改定または新規算定を行った施設（前回改定から間もないため）
- ・利用料金制採用施設（指定期間の切り替わりのタイミングで見直すため）
- ・校舎暫定活用施設（次期活用計画があるため）
- ・今後整備予定等施設（今後、個別で施設使用料を算定するため）
- ・廃止予定施設

※見直し対象外施設の一覧は別紙にも記載。

IV 施設使用料算定基準

1 施設使用料の算定

施設使用料は、対象経費を基に1㎡・1時間あたりの使用料原価を計算し、当該原価に貸出面積、使用時間及び受益者負担割合を乗じて算定します。また、単純な使用料原価による算定が実態と乖離する場合は、必要に応じた補正等を行います。

$$\text{施設使用料} = 1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 時間あたりの使用料原価} \times \text{貸出面積} \times \text{使用時間} \times (\text{補正係数}) \times \text{受益者負担割合}$$

1人あたり施設使用料を徴収する個人利用施設は、別途以下の算定とします。

$$\text{個人利用施設使用料} = \text{対象経費合計} \div \text{利用者数} \times \text{受益者負担割合}$$

2 対象経費

施設使用料の算定にあたって対象とする経費は、施設サービスを提供するために直接支出した次の経費とします。なお、算定に用いる経費は、維持管理費等の年度間の変動を考慮し、原則直近4か年の平均値とします。

種 別	内 容
人件費	施設サービスの提供、施設の運営及び維持管理の業務に従事する職員に要する経費
維持管理費	施設サービスの提供、施設の運営及び維持管理のために必要な物品等の購入、委託等に要する経費
資本的経費	施設の建設費や大規模修繕費、高額な設備・備品等に要する経費

(1) 人件費

施設サービスを定期的に提供するために直接支出した人件費のみを対象とし、施設内で行われる事業などに要する人件費や臨時的な人件費は対象としません。

種 別	内 容	算 入
経常的経費	直接人件費 施設の受付、運営及び維持管理の業務に従事する職員に要する経費 ※委託等は維持管理費に含む	対 象
	間接人件費 施設職員のうち、施設の受付、運営及び維持管理業務に関わらない事務に従事する職員に要する経費	対象外
臨時的経費	臨時職員に要する経費など一時的な経費	

(2) 維持管理費

維持管理費は、施設サービスの提供及び施設の運営・維持管理にかかる経常的な経費、維持補修工事費を対象とします。

種 別	内 容	算 入
経常的経費	毎年度継続的・恒常的に支出される光熱水費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等	対 象
変動的経費	備品購入費、維持補修工事費	

(3) 資本的経費

建物の減価償却費相当額及び設備・高額備品の減価償却費相当額（定額法で算出）を対象経費とし、土地については対象としません。また、別途設備使用料等を徴収する設備・高額備品の減価償却費相当額も対象としません。

種 別	内 容	算 入
建物（大規模改修工事費を含む）	取得価額等×0.9×1/50※	対 象
設備・高額備品	取得価額等×0.9×1/耐用年数	
土地		対象外

※過去の原価算定との整合性から原則50年で設定。

3 原価計算

(1) 基本原則

施設の対象経費の合計額を貸出面積合計及び当該施設の利用可能時間で除した額を当該施設の1㎡・1時間あたりの使用料原価とします。

$$1 \text{ ㎡} \cdot 1 \text{ 時間あたりの使用料原価} = \text{対象経費合計} \div \text{貸出面積合計} \div \text{利用可能時間}$$

(2) 同一目的施設（類似施設）の使用料原価の統一

上記により算出する使用料原価は各施設の面積や運営形態などにより異なった額となりますが、類似施設については、地域差等が生じないように、対象経費（人件費、維持管理費、資本的経費）と貸出面積を合算し、同一の使用料原価とします。なお、近年、建築・改築コストが大きく変わってきているため、新築・改築施設は個別で原価計算を行う場合があります。

4 補正係数等

(1) 使用区分（曜日・時間帯別）の施設使用料の設定

曜日や時間帯によって、施設の維持管理等に要する経費に大きな違いはないため、原則、同一料金とします。ただし、従前の経過や利用実態等を勘案し、施設使用料に差を設けることができるものとします。

(2) 体育室等

区民センターや文化センターの体育室等については一室あたりの所要面積が大きく、単純に原価により施設使用料を算定すると施設使用料額が非常に高額となってしまうことから、利用実態を考慮して補正を行います。

5 激変緩和措置

算出した施設使用料額について、現行と比較して25%を超える増減となる場合は、25%を上限額とする激変緩和措置を講じます。

6 施設使用料の加算

(1) 区民以外の者による利用

公の施設は、住民福祉の向上を目的として、区民利用を想定して設置した施設です。そのため、区民以外の者が利用する場合の施設使用料については、加算できることとします。

(2) 興行利用

施設の有効活用を図るために、施設本来の用途や設置目的を妨げない限度において、加算した施設使用料を徴収し、営利を目的とした利用（興行利用）も認めることとします。

7 政策的減免

(1) 基本的な考え方

公の施設は、住民福祉の向上を目的として設置し、区民が利用しやすい施設使用料を設定しているため、全額納付を基本とします。ただし、利用者支援や施設利用の促進など政策的に利用者負担を軽減する必要がある場合には、施設使用料を減額または免除ができることとします。

しかし、減免により不足する収入の補填は、施設を利用していない区民の負担となるため、受益と負担の公平性の観点から受益者負担の原則を基本としつつ、あくまで例外的な取り扱いとして真にやむを得ない場合とします。

(2) 今後の方向性

これまでも減免により、区における青少年の健全育成や高齢者・障がい者の社会参加が一定程度促進されてきました。

今後は、施設の設置目的や利用目的等を鑑みた上で政策的効果を検証し、負担と公平性のバランスを十分図りつつ、減免基準（対象者の範囲も含む）の統一化を進めていきます。

8 定期的・継続的な見直し

施設サービスコストの縮減に努めるとともに、物価等の変動などコストの変化を適切に反映し、適正な受益者負担を維持するため、原則4年ごとに実施します。

ただし、社会状況に大きな変化がある場合や、施設の運営方法を変更する場合などは、適宜、反映することとします。

□令和6年度見直し対象施設(令和6年12月時点)

連番	施設名	所管部局	条例	規則			
1 区民センター							
1	馬込区民センター	地域力推進部	大田区立区民センター条例	大田区立区民センター条例施行規則			
2	萩中集会所						
3	大森西区民センター						
4	矢口区民センター						
5	矢口区民センタープール						
6	大森東地域センター						
2 文化センター							
7	美原文化センター	地域力推進部	大田区立文化センター条例	大田区立文化センター条例施行規則			
8	馬込文化センター						
9	南馬込文化センター						
10	池上文化センター						
11	霧町文化センター						
12	雪谷文化センター						
13	石川町文化センター						
14	糺谷文化センター						
15	羽田文化センター(地域活動施設)						
16	羽田文化センター(体育施設)						
17	萩中文化センター						
18	六郷文化センター						
3 その他集会所							
19	池上会館	地域力推進部	大田区立池上会館条例	大田区立池上会館条例施行規則			
20	区民活動支援施設蒲田		大田区区民活動支援施設条例	大田区区民活動支援施設条例施行規則			
21	山王会館		大田区立山王会館条例	大田区立山王会館条例施行規則			
22	ライフコミュニティ西馬込		大田区立ライフコミュニティ西馬込条例	大田区立ライフコミュニティ西馬込条例施行規則			
4 特別出張所付属集会所等							
23	入新井集会所(Luz大森)	地域力推進部	大田区特別出張所付属施設条例	大田区特別出張所付属施設条例施行規則			
24	新井集会所						
25	霧町集会所						
26	六郷集会所						
27	老人いこいの家						
5 老人いこいの家							
27	大森中老人いこいの家	福祉部	大田区老人いこいの家条例	大田区老人いこいの家条例施行規則			
28	大森東老人いこいの家						
29	山王高齢者センター						
30	池上老人いこいの家						
31	新井宿老人いこいの家						
32	糺の本老人いこいの家						
33	仲池上老人いこいの家						
34	千束老人いこいの家						
35	東糺谷老人いこいの家						
36	東六郷老人いこいの家						
37	仲六郷老人いこいの家						
38	東蒲田老人いこいの家						
39	本蒲田老人いこいの家						
6 ホール・スタジオ							
40	大田区民ホールアプリコ	スポーツ・文化・国際都市部	大田区民ホール条例	大田区民ホール条例施行規則			
41	大田文化の森		大田文化の森条例	大田文化の森条例施行規則			
42	大田区民プラザ		大田区民プラザ条例	大田区民プラザ条例施行規則			
7 運動施設・公園							
43	平和島公園野球場	都市基盤整備部	大田区立公園条例	大田区立公園条例施行規則			
44	東調布公園野球場						
45	萩中公園野球場						
46	多摩川緑地野球場						
47	多摩川六郷橋緑地野球場						
48	多摩川大師橋緑地野球場						
49	多摩川ガス橋緑地野球場						
50	平和の森公園庭球場						
51	本羽田公園庭球場						
52	下丸子公園庭球場						
53	多摩川ガス橋緑地庭球場						
54	多摩川六郷橋緑地庭球場						
55	昭和島二丁目公園庭球場						
56	多摩川ガス橋緑地球技場						
57	多摩川田園調布南・鶴の木緑地球技場						
58	多摩川緑地サッカー場						
59	大森ふるさとの浜辺公園フットサル場						
60	昭和島二丁目公園フットサル場						
61	平和島公園運動場						
62	昭和島二丁目公園運動場						
63	多摩川丸子橋緑地運動場						
64	多摩川六郷橋緑地運動場						
65	多摩川ガス橋緑地運動場						
66	多摩川緑地運動場						
67	多摩川大師橋緑地多目的運動広場						
68	多摩川田園調布南・鶴の木緑地小サッカー場						
69	萩中公園運動場						
70	大森ふるさとの浜辺公園ビーチバレー場						
71	平和の森フィールドアスレチック						
72	平和の森号道場・アーチェリー場						
73	平和の森公園相撲場						
74	池上梅園集会所				スポーツ・文化・国際都市部	大田区立多摩川緑地付属施設条例	大田区立多摩川緑地付属施設条例施行規則
75	東糺谷防災公園多目的室						
76	水神公園多目的室						
77	池上梅園晴雨庫						
78	池上梅園清月庫						
79	多摩川緑地集会所						
80	森ヶ崎公園庭球場						
81	森ヶ崎公園サッカー場						
82	森ヶ崎公園フットサル場						
83	森ヶ崎公園少年サッカー場						
84	多摩川田園調布緑地野球場						
85	多摩川田園調布緑地庭球場						
86	多摩川田園調布緑地サッカー場						
87	大森スポーツセンター				スポーツ・文化・国際都市部	大田区立大森スポーツセンター条例	大田区立大森スポーツセンター条例施行規則
88	大田スタジアム					大田スタジアム条例	大田スタジアム条例施行規則
8 その他施設							
89	消費者生活センター				地域力推進部	大田区立消費者生活センター条例	大田区立消費者生活センター条例施行規則
90	青少年交流センター		大田区青少年交流センター条例	大田区青少年交流センター条例施行規則			
91	子ども家庭支援センター大森		大田区子ども家庭支援センター条例	大田区子ども家庭支援センター条例施行規則			
92	多摩川集会所	こども家庭部	大田区立多摩川集会所条例	大田区立多摩川集会所条例施行規則			
93	東糺谷児童遊園蒲田分室(中高生ひろば羽田)		大田区立児童遊園条例	大田区立児童遊園条例施行規則			

※見直し対象施設は今後変動する場合がある

(参考)負担割合区分④⑤のうち、今回の一斉見直しでは対象外とする施設

別紙

①直近で改定または新規算定を行った施設

連番	施設名	所管部局	条例	規則	見直し年度
1	田園調布せせらぎ館	地域力推進部	大田区田園調布せせらぎ館条例	大田区田園調布せせらぎ館条例施行規則	R元
2	新蒲田一丁目複合施設		大田区新蒲田一丁目複合施設条例	大田区新蒲田一丁目複合施設条例施行規則	R2
3	おおた国際交流センター	スポーツ・文化・国際都市部	おおた国際交流センター条例	おおた国際交流センター条例施行規則	R3
4	平和島キャンプ場				R3
5	本門寺キャンプ場	都市基盤整備部	大田区立公園条例	大田区立公園条例施行規則	R3
6	大森南緑華園				R3
7	田園調布せせらぎ館体育施設	地域力推進部	大田区田園調布せせらぎ館条例	大田区田園調布せせらぎ館条例施行規則	R4
8	大森北四丁目複合施設	総務部	大田区大森北四丁目複合施設条例	大田区大森北四丁目複合施設条例施行規則	R4
9	大森北四丁目複合施設(男女平等推進センター)		大田区立男女平等推進センター条例	大田区立男女平等推進センター条例施行規則	R5
10	大森ふるさとの浜辺公園(多目的スポーツ場)	都市基盤整備部	大田区立公園条例	大田区立公園条例施行規則	R5

②利用料金制採用施設

連番	施設名	所管部局	条例	規則
1	洗足区民センター	地域力推進部	大田区立区民センター条例	大田区立区民センター条例施行規則
2	大田区総合体育館		大田区総合体育館条例	大田区総合体育館条例施行規則
3	平和島公園水泳場	スポーツ・文化・国際都市部	大田区立水泳場条例	大田区立水泳場条例施行規則
4	東調布公園水泳場			
5	萩中公園水泳場			
6	大田区産業プラザ	産業経済部	大田区産業プラザ条例	大田区産業プラザ条例施行規則
7	伊豆高原学園	教育総務部	大田区立学校校外施設設置条例	大田区立学校校外施設設置条例施行規則

③校舎暫定活用施設

連番	施設名	所管部局	条例	規則
1	北蒲広場	地域力推進部	大田区北蒲広場条例	大田区北蒲広場条例施行規則
2	区民活動支援施設大森(こらぼ大森)		大田区区民活動支援施設条例	大田区区民活動支援施設条例施行規則
3	ふれあいはずぬま		大田区ふれあいはずぬま条例	大田区ふれあいはずぬま条例施行規則
4	コミュニティセンター羽田旭		大田区コミュニティセンター羽田旭条例	大田区コミュニティセンター羽田旭条例施行規則